

山口県報

平成26年
8月8日
(金曜日)

目次

○規則	山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則(中山間地域づくり推進課).....一
○告示	と畜場法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課).....一
	生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課).....一
	平成二十六年産大豆の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課).....三
	保安林指定の解除(周防大島町)(森林整備課).....三
	指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....四
	道路の区域の変更(道路整備課).....四
	道路の供用の開始(道路整備課).....五
	道路の位置の指定(建築指導課).....五
○公告	平成二十六年産採石業務管理者試験の実施(商政課).....五
	種畜証明書の交付(畜産振興課).....六
○選管告示	不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定.....六



山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年八月八日

山口県規則第四十六号

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則(平成十八年山口県規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三号中「吉敷郡鑄銭司村」の下に「及び阿知須町」を加え、第七号中「熊毛郡大和村」の下に「及び周防村」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年八月八日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十七号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則(昭和五十九年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表周南地区食肉センターの項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百六十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年八月八日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は 住所又は 主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の所在地	事業の 種類	指定年月日
合同会社らし く 須恵一四二 の九	宇部市大字東 山口市熊野町 四番三九号	訪問介 護	平成二六、 六、一
株式会社国界 福祉サービス 中央二丁目五 番二三号	山陽小野田市 中央二丁目五 番二三号	〃	平成二五、 一一、
株式会社薬明 岩国市南岩国 町一丁目三〇 番一六号	こねこ薬局 宇部市上町一 丁目六番一八 号	〃 居宅療 養管理 指導	平成二六、 二七、
〃	星薬局 下松市大手町 一丁目四番二 二号	〃	〃
〃	美里薬局 四丁目一〇番 二七号	〃	〃
〃	おひさま薬局 岩国市御庄三 丁目一〇二の 一九	〃	〃
〃	錦見薬局 一丁目一三番 一一二号	〃	〃
〃	ころころ薬局 三丁目一五番 九一―号	〃	〃
〃	ファミリー薬 局 三丁目一七 番一五号	〃	〃
〃	水西薬局 丁目七番四九 号	〃	〃
〃	錦帯橋薬局 丁目七番二二 号	〃	〃
〃	センター薬局 一丁目一番三 号	〃	〃

山口県告示第二百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年八月八日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護支援事業者 名 称 主たる事務 所の所在地	居宅介護支 援事業所 名 称 所 在 地	指定年月日
合同会社松福 大島郡周防大島 町大字小松開作 一一九九	松福介護相談所 大島郡周防大島 町大字小松開作 一一九九	平成二六、 四、一

山口県告示第二百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年八月八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字家房字打ノ前三四〇の五(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周防大島町産業建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十六年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
下関市菊川町大字貫飯字木ヲトシ一〇八の三から一〇八の八まで、字思迫一四一の二、一四一の四、字ヲモサコトヒケサコ八二二の二から八二二の四まで、八二二の七、八二二の九から八二二の一二まで、八二二の一四から八二二の一六まで、八二二の一八、八二二の二一、八二二の二四、八二二の三三、八二二の三四
岩国市由宇町字笠塚一五四の一、字山の二六四、三三二の一、三六〇の一、三六六、三六七、字横吹三二四の一、三二四の五、三二四の一三、字寺山四九九の一、字天狗岳五〇〇の一(次の図に示す部分に限る。)、字桑迫六〇一、六二一、六二二の一から六二二の三まで、六二二、六二八の二、六三〇から六三二まで、六三五、字休石六四八の一から六四八の三まで、六四九の一、六四九の二、六五〇の一、六五〇の二、字貞清六四九、六五三、六五六、六六〇、六六一、六六九の一、六七二の二、六七三の一、六七四の一、六七六の一、六七八、三二四五、三二四七、三二四八の一
周南市大字徳山字ウツケ谷七七九の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
岩国市由宇町字大坪四五二二の一

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年八月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道

路線名 四九〇号
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
萩市大字山田字後藤一四一五の二一 地先から 同市同大字上中河内三三九三の一 地先まで	旧	最狭 一六・九〇	二、九〇一・〇	
萩市大字山田字後藤一四一五の二一 地先から 同市同大字東九郎坊二六九八地先 まで	新	最狭 一七・〇六	二、二七一・〇	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年八月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 四九〇号	萩市大字山田字後藤一四一五の二一 地先から 同市同大字東九郎坊二六九八地先 まで	平成二十六年八月 八日

山口県告示第二百七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十六年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延 (メートル)長	指定年月日
下松市生野屋西三丁目一三六三の一七、一三六三の二五、一三六三の二六、一三六九の二及び一三六九の三	六・〇	四〇・二	平成二六、 七、二四



(二六六) 平成二十六年探石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、探石業務管理者試験を次のとおり実施します。

平成二十六年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験の日時
平成二十六年十月十日（金曜日）午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
山口市滝町一番一号 山口県庁共用第二会議室及び共用第三会議室
- 三 受験資格
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目
(一) 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）
(二) 岩石の採取に関する技術的な事項
- 五 受験願書の受付期間
平成二十六年九月十日（水曜日）から同年十月一日（水曜日）まで（郵送の場合
は、十月一日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 六 受験願書等の提出先
山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県商工労働部商政課
- 七 提出書類
(一) 受験願書
(二) 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。）

八 受験手数料
八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他
(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上）を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百五十円
七部以上十一部以下	二百五十円
十二部以上二十三部以下	四百円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課（電話〇八三一九三三―三二五五）にすること。

(二六七) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成二十六年八月八日印刷
平成二十六年八月八日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

平成二十六年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
一一三四七三	勝海	全和	黒毛和種	平成二五、六、一一	山口県二級	美祿市伊佐町河原	山口県農林総合技術センター
一八八七二	萩太郎	和種	和種	五、二六	級外	術センター	
六九五〇二							



山口県選挙管理委員会告示第八十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる身体障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成二十六年八月八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日
セルブ南風 宇部市あすとぴあ二丁目二番一〇号 平成二六、七、三一